

神 監 1 第 2 6 2 号
平成 20 年 12 月 17 日

A 様

神戸市監査委員	近 谷 衛 一
同	片 岡 雄 作
同	たけしげ 栄二
同	松 本 修

墓地の境界等に関する住民監査請求について（通知）

平成 20 年 12 月 5 日付をもって受付けた標記の住民監査請求については、下記のとおり受理できないことに決定したので通知します。

記

第 1 請求の要旨

平成 20 年 12 月 5 日付をもって受付けた住民監査請求書によると、請求の要旨は次のとおりである。

長田区西山町 2 丁目地番 28 番 28 宅地を管理する神戸市職員がその南側 35-1, 35-2 墳墓地との境界線にそって、コンクリートブロック塀を約 30 m にわたって築造し、墳墓地を侵奪した。

設置してあった境界標を除去し、独自に設定した境界線を拡大し、土地を侵奪した。

またブロック塀より排出する雨土水は西側墓地に排出され、当家の墓石は変色した。

工事を行った設計図を開示されたい。

次にブロック塀を昔の境界線まで北方に移動させるとともに雨土水の墓地内への排出を停止することを求める。

第 2 受理できない理由

地方自治法第 242 条に定める住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法若しくは不当な財務会計上の行為による当該地方公共団体の損害の発生の防止、補てんを目的とするものである。

従って、住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、当該地方公共団体の執行機関又は職員が行った財務会計上の行為について、法令に違反している等の具体的な違法性又は不当性が主張されていることが必要である。

本件請求についてみると、請求人は、神戸市職員が築造したコンクリートブロック塀（擁壁）が墓地の境界を侵害し、また、当該擁壁からの雨水等の排水が請求人の墓石に物的損害を発生させていると主張しているが、これらの行為は、住民監査請求の対象となる神戸市の財務会計上の行為には該当しない。

また、請求人の主張している措置は、設計図の開示、擁壁の移動及び雨土水の墓石への排出防止となっているが、これらは、いずれも地方自治法第242条に規定する必要な措置に該当しない。

よって、本件請求は、地方自治法第242条に定める住民監査請求の要件を欠いているので受理することができない。